

平成28年2月16日 14時30分～15時30分

飯田市役所C311・C312・C313 会議室

【森】

みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、只今から飯田市 土地利用計画 審議会及び飯田市 都市計画 審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を担当させていただきます地域計画課の森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、諮問資料で事前配付資料1「飯田都市計画下水道の変更について」、当日配布資料1「諮問書の写し」、当日配付資料2「審議会関係条例集」、当日配付資料3「土地利用計画の制度・都市計画の手続きについて」、その他に「会議次第」、「審議会委員等名簿」、「配置表」でございます。

資料のない方はおいでになりますでしょうか。

それでは、始めさせていただきます。まず、市長からご挨拶申し上げます。

【市長挨拶】

みなさん、こんにちは。本日は大変お寒い中、また、年度末を控えての大変お忙しい中であるにもかかわらず、飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を開催しましたところ、各委員の皆様方におかれましては、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から当地域の市政に関しましてそれぞれのお立場で大変なご理解、ご協力、ご尽力をいただいておりますことに対しまして、御礼を申し上げる次第でございます。委員の皆様方におかれましては、これからまた、2年間お世話になるわけでありますが、当市が目指すまちづくりに対しまして、様々な専門的なお立場からご助言を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、リニア中央新幹線の本体工事関連については、中心線測量が終了し、現在は交差する道水路について、JR東海と管理者で設計協議が進められています。また、環境影響評価に基づいたJR東海による水資源の調査が実施されている状況でございます。

市といたしましては、リニア駅周辺整備基本構想を昨年6月に策定しまして、10月にはリニア駅周辺整備検討会議を立ち上げるとともに、あわせてテーマ別部会を設け、特に整備予定区域について技術的な観点等から整理を進めているところでございます。その他、「リニア関連道路整備」についても長野県と連携して地域との協議を進めているところでございます。

両審議会の皆様にはリニア開通を見据え、これらに関連した飯田市の都市計画や土地利用の具体的なご協議をいただくこととなります。どうかよろしくお願いいたします。

任命させていただき早速ではございますが、本日の審議いただく案件は、「飯田都市計画下水道の変更」についてであります。後ほど諮問させていただきますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

今後とも、市民の皆様と円陣を組み、飯田市の将来あるべき姿を描きまして、地域の個性と魅力を生かしたまちづくりを進めてまいり所存でございます。委員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【森】

本日は、飯田市土地利用計画審議会と飯田市都市計画審議会を同日開催させていただいておりますので、両審議会につきまして、ご説明させていただきます。当日配布資料2「審議会関係条例集」に記載がございますので、ご覧ください。

土地利用計画審議会は、飯田市土地利用基本条例に基づき、また飯田市土地利用計画審議会条例に基づいて設置されるものです。都市計画審議会は、都市計画法に基づき、また飯田市都市計画審議会条例に基づいて設置されるものです。

土地利用計画審議会は、国土利用計画、土地利用基本方針、景観計画、緑の基本計画等に関する案件につきまして審議していただく会議です。都市計画審議会は、都市計画に関する案件について審議していただく会議です。

両審議会は別の審議会ですが、同じ案件についてご審議いただくことが多くあることから、審議会委員につきましては、土地利用計画審議会委員と都市計画審議会委員を兼ねていただくこととなっているものでございます。市議会議員の皆様、関係行政機関及び長野県の職員の皆様につきましては、都市計画審議会は審議会委員として、土地利用計画審議会は、飯田市土地利用計画審議会条例第8条に基づき、学識経験者の立場でご参加いただくこととなっております。

また、両審議会で審議していただく内容が重複することもありますので、基本的には本日のように、両審議会を同日開催させていただきたいと考えておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

委員の皆さんの報酬等ですが、土地利用計画審議会と都市計画審議会は別の審議会ですので、それぞれにお支払いすべきところですが、両審議会を同日開催しますので、双方分を別々に支給しないこととさせていただいておりますので、ご承知おきください。

なお、報酬等の受け渡しにつきましては、審議会開催日から概ね1ヶ月の間に指定の口座に振り込みさせていただきます。

続きまして、飯田市都市計画審議会専門委員についてご説明いたします。飯田市都市計画審議会専門委員の方々には、交通計画及び土地利用に関する専門的な事項について調査検討をおこなっていただくこととしております。なお、交通計画については鈴木委員、土地利用については浅野委員に専門委員として、お願いしております。

都市計画審議会委員につきましては、飯田市都市計画審議会条例第3条第1項で市長が任命することとなっております。後ほどお願いいたしますが、第6条をご覧くださいますと、審議会の会長につきましては、学識経験者という区分の委員の中から選ぶこととなっております。

また、土地利用計画審議会委員につきましても、飯田市土地利用計画審議会条例第3条第2項で市長が任命することとなっております。土地利用計画審議会の会長につきましても、学識経験者の委員の中から選ぶこととなっております。

ここで市長より任命書を交付いたします。時間の都合もございましたので、交付に当たりましては、都市計画審議会の任命書のみお読みしまして、土地利用計画審議会の任命書をあわせて交付させていただきます。また、先程申し上げましたとおり市議会議員及び関係行政機関の皆さんにつきましては、任命書の交付は都市計画審議会のみとなりますので、ご承知おきください。

本日は、澤柳委員、高瀬委員、浅野専門委員、鈴木専門委員から欠席のご連絡をいただいております。欠席の委員の任命書は事務局から後日、お渡しいたします。

なお、柴山委員に代わり、二村飯田国道事務所副所長が、中谷委員に代わり、松葉天竜川上流

河川事務所副所長が、有賀委員に代わり、塚田下伊那事務所建築課長がそれぞれ代理でご出席いただいております。また、会の途中ではございますが、原委員が都合により退席されることと聞いておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

飯田市都市計画審議会条例第7条第2項及び飯田市土地利用計画審議会条例第7条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席をもって会議が成立することとなっておりますが、本日は、土地利用計画審議会委員15名のうち13名の皆さま、都市計画審議会委員24名のうち22名の皆さまのご出席といただき、過半数を満たしておりますので、この会議は成立している旨をお伝えします。

それでは、任命書の交付をいたします。

【市長】

(市長が各委員席前で任命書を交付)

【森】

続きまして、議席番号の決定についてでございますが、委員の皆様には審議会開会前の受付にてくじをお引きいただきまして、その結果をもとに次回からお座りいただく順番を決めさせていただきたいと思っております。本日は、あいうえお順でお座りいただきまして、本日のご審議までをお願いしたいと思います。なお、本日ご欠席の委員の方につきましては、事務局にて代わりにくじを引かせていただき、席を決めさせていただきますのでご承知おきいただきますようお願いいたします。

続きまして、審議会には幹事として、土地利用に関係する市役所の関係部課長が当らせていただいておりますが、本日は都合により、産業経済部長の高田、教育次長の三浦、林務課長の和泉、生涯学習スポーツ課長の赤羽目が欠席させていただいておりますので、ご報告いたします。

それでは、次に幹事の紹介をさせていただきます。名前を呼ばれた幹事は立って一礼をお願いします。

(各幹事紹介)

以上、幹事を紹介させていただきました。

【森】

続きまして、条例の規定によりまして、会長選出をお願いいたします。最初に都市計画審議会会長の選出をお願いいたします。名簿をご覧ください。会長は学識経験者の中から選任することとなっております。

それでは、会長に立候補される方は、挙手をお願いいたします。

【委員】

(立候補なし)

【森】

ないようでありますので、事務局より、ご提案させていただきますがよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【遠山】

事務局を務めます、地域計画課の遠山です。ご提案させていただきます。

都市計画審議会会長に豊橋技術科学大学副学長で都市計画、地域計画を専門にされています大貝委員をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【委員】

異議なし。

【森】

ありがとうございます。続きまして、土地利用計画審議会会長の選出をお願いしたいと思いますが、土地利用計画審議会は都市計画審議会と同日開催させていただくことが多くなりますので、土地利用計画審議会につきましても大貝委員に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

異議なし。

【森】

ありがとうございました。それでは、大貝委員は会長席へご移動をお願いいたします。

それでは、大貝会長よりごあいさつをいただきます。よろしくをお願いいたします。

【大貝会長】

ただいま、会長に選出されました豊橋技術科学大学の大会でございます。

前期に引き続き、今期についても、この土地利用計画審議会及び都市計画審議会の進行・運営等努めさせていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。

先程、市長からご挨拶がありました。リニア中央新幹線等の開通を見据えてこれから飯田市にとって土地利用計画、あるいは都市計画というものが非常に重要な時期に差し掛かるということがあります。その審議案件も今期中に想定されるということでございますので、私としても慎重かつ飯田市にとってよりよい方向になるような議論ができますよう、努力してまいりたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日は最初の審議会であります。事務局より「飯田市の都市計画」についてご説明があると聞いております。また、諮問事項として「飯田都市計画下水道の変更」についてがあるようでございますので慎重なご審議をお願いします。

諮問事項につきましては、できれば、本日一定の結論が得られればと思っておりますので、皆様のご協力をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

【森】

ありがとうございました。続きまして、条例の規定に基づき、職務代理者を大貝会長より指名させていただきます。最初に都市計画審議会の職務代理者、次に土地利用計画審議会の職務代理者の指名をお願いします。

【大貝会長】

それでは、職務代理者を指名させていただきます。都市計画審議会及び土地利用計画審議会の職務代理者に本日はご欠席ですが、高瀬委員を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

【森】

ありがとうございました。

続きまして、次第では、「8. 協議」に移るところでございますが、ここで市長が所用により退席させていただくため、「9. 諮問」を先に行い、以下、協議、審議の順に進めさせていただきます。

きますこととお許しいただきたく存じます。

今回の諮問事項は、「飯田都市計画下水道の変更」についてが都市計画審議会への諮問となっております。

それでは市長お願いいたします。

【市長諮問】

27 飯地計第 396 号、平成 28 年 2 月 16 日、飯田市都市計画審議会 会長 大貝 彰 様、
飯田市長 牧野 光朗

飯田都市計画下水道の変更について（諮問）

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

記 諮問の目的 飯田都市計画下水道の変更、諮問の内容 別紙のとおり
以上、よろしくお願いいたします。

【森】

それでは、ここで市長は所用により退席させていただきます。ご了承のほどお願いいたします。
（市長退席）

【森】

以降の進行については、大貝会長にお願いいたします。

【大貝会長】

それでは、本日の会議次第に従って進めてまいりたいと思います。

協議に入ります前に、事務局より会議録の公開について説明があるようですのでお願いします。

【森】

本日お配りいたしました会議次第の裏面をご覧ください。

飯田市の附属機関の会議内容の概要につきましては、飯田市情報公開条例第 3 条第 2 項の規定により公表することとしております。その際、公表用会議録には委員全員の同意が得られた場合に限り、発言した委員の氏名を記載するものとしております。本日の会議録における、委員の氏名の公開について同意いただけるかお伺いいたします。

【大貝会長】

ただいま事務局から説明がありました、議事録公開の同意について異議がなければ公開してよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【大貝会長】

特にご異議ないようですので、会議内容の公表にあたっては、発言された委員の方の氏名もあわせて公表することにいたします。

それでは協議に移りたいと思います。

事務局から説明があるようですのでよろしくお願いします。

【遠山】

それでは、土地利用計画の制度・都市計画の手続きについてご説明いたします。

正面のスクリーン又は、当日配布資料 3 のスライド No. 1 からご覧ください。

シート2をお願いいたします。

土地利用計画の制度・仕組みにつきましては、国土利用計画法を基本法として、個別規制法である都市計画法などの土地利用関係法が体系化されています。

国土利用計画は全国計画を国が定め、それを基本として都道府県計画を定めることができるとされており、また、都道府県計画を基本として、市町村計画を定めることができるとされています。

また、都道府県は国土利用計画を基本として、都道府県土地利用基本計画を定めます。

ここでは、国土を①都市・②農業・③森林・④自然公園・⑤自然保全地域の5地域に分けて、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律や森林法などの個別規制法による措置を行います。

また、利用別計画である農業振興地域整備計画や森林整備計画とも調和を図るようにします。例えば、都市計画区域の拡大・変更や用途地域を新たに指定するなどの場合には、これら5地域の調整が必要となります。

都市計画を定める前提となるものは、「都道府県都市計画区域マスタープラン」、通称「区域マス」と呼ばれ、都市計画法第6条の2により、都道府県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針でございます。

この「区域マス」と、市町村の総合計画や国土利用計画市町村計画に即して、都市計画法第18条の2の市の都市計画に関する基本的な方針、「市町村都市計画マスタープラン」、市の場合は、通称「市マス」を定めます。

シート3をお願いいたします。

こちらは、長野県及び飯田市の状況をあらわしております。

国土利用計画飯田市計画は、長野県計画を基本として策定しております。長野県は、国土利用計画長野県計画を基本として、長野県土地利用計画を定めております。

また、長野県は、任意に「都市計画ビジョン」を策定し、さらに県内10圏域の「圏域マスタープラン」を策定しております。その上で法定の「区域マスタープラン」いわゆる「区域マス」において県内39の都市計画区域を設定しております。

一般の場合は、県の区域マスに即する形で、市マスを策定しますが、飯田市ではその他の土地利用関係計画を総合的かつ一体的に整備し、運営していくために、「市マス」を包括する形で、飯田市の土地利用に関する基本的な方針として「土地利用基本方針」を定めています。この基本方針のうち、都市計画に関する部分を「市マス」としています。この基本方針に調和して、空間的な計画である景観法に基づく景観計画や都市緑地法に基づく緑の基本計画、さらには屋外広告物条例による広告物の制限を行っております。

この基本方針には、市全域に関する土地利用の方針である全体方針に対して、地域の特性や個性に応じた地域ごとの土地利用の方針を定めることができる地域土地利用方針、地域別方針と呼んでいるものがあります。

また地域別方針と調和して、併せて地域の景観や緑に関する計画を地域景観計画や地域緑の計画として定めることが可能となっております。

なお、冒頭、司会からの説明でも若干触れましたけれども、都市計画審議会の任務は、図右にある水色のところでありありまして、土地利用計画審議会の任務は、その下の黄色のところにある内容となっております。

シート4をお開き願います。

次に都市計画の手続きについてですが、都市計画は県又は市町村が定めるもので、都市計画の内容により次のとおり決定区分が定められています。この図は、都市計画の種類の一部を抜粋したものでありますが、例えば、土地利用の用途地域を定める場合は、決定者は市町村となります。また都市施設の一般国道については、決定者が県となっております。このように都市計画の内容により決定区分が定められております。

また、都市計画の種類により、県決定のものは、国土交通大臣の同意・協議が必要なものがあり、市決定のものは、県知事の協議が必要となっております。

シート5をお開き願います。

次に一般的に市が決定する手続きとして、「市マス」に即して、市が都市計画の案を作成し、県と協議しながら、その旨を公告して、都市計画の案に決定する理由を添えて2週間、公衆の縦覧に供することとなっております。それに対して意見書の提出があった場合は、その要旨を都市計画の案と併せて市都市計画審議会へ諮問・提出し、審議の結果を答申いただき、市は都市計画を決定することとされております。

飯田市の場合は、黄色の囲みにありますように地域住民等との検討や法手続のほかに広く市民の意見を伺うパブリックコメントの実施や関係する地域協議会の意見を聴くなど、土地利用基本条例や都市計画施行条例で手続に関する事項を付加して、地域との調整を十分に図ることを位置づけております。

市が方針案を作成するにあたりまして審議会の皆様にご検討いただくことも想定しております。

シート6をお開き願います。

一方、県決定の場合ですが、都市計画の法手続は、県が作成する都市計画の案について、県は市の意見を聴くこととされています。市は、県に意見を求められた場合は、基本方針（市マス）に照らして、市都市計画審議会の意見をお聞きした上で、意見を述べることであります。

左上にある点線で括られた手続は、必要に応じて基本方針（市マス）を見直す必要があれば行うことが考えられます。

また、市・県の決定ともにこれらの手続は一般的な流れを示したものであり、案件によってはこれによらない場合があることを申し添えます。

シート7をお開き願います。

続きまして、国土利用計画飯田市計画の見直しについてでございます。

全国計画は昨年8月に第5次全国計画が策定されています。これを受けて、現在、長野県では県計画の見直しを行っており、今年6月をめどに第5次となる長野県計画が策定されると伺っております。

一方、飯田市においては、行政運営の総合的な指針となる計画である「総合計画」の策定中でございます。

こうした国・県における計画の見直し、飯田市における次期総合計画の策定にあわせ、国土利用計画も見直しを行うこととしております。来年度中の策定を予定しており、今後、土地利用計画審議会に協議等をお願いしてまいりますのでよろしくお願いたします。

土地利用計画の制度・都市計画の手続きについての説明は以上でございます。

続きまして、飯田市の総合的土地利用計画についてご説明いたします。

シーートの9をお願いいたします。

ただいま、土地利用計画の制度・都市計画の手続きについてご説明いたしましたが、飯田市の総合的土地利用計画は、この様な体系に整理することができます。

飯田市では、土地利用基本方針、景観計画、緑の基本計画など土地利用に関する計画を策定するとともに、これらをバックアップする条例を制定いたしました。

飯田市では、土地利用に関する基本的な方針として、土地利用基本方針を定めております。飯田市土地利用基本方針には、市全域に関する全体方針と、地域の特性や個性に応じた地域ごとの方針を定める地域別方針がございます。

これまでは、地域が土地利用の取り組みを進めていくことは、ハードルが高かった部分がありましたけれども、市として制度をつくり、地域の皆さんが身近に土地利用を考えていただくことができるようになりました。

この飯田市土地利用基本方針は、平成19年に策定いたしました。この基本方針は、時代を反映した土地利用の要請に応じて、随時、見直しを行っています。

基本方針では、都市づくりの理念として、「拡大」から「維持」へ、「量」から「質」へ、「つくる」から「いかす」への3つの理念を掲げ、都市づくりの目標を8項目定め、都市構造の基本的な考え方を定めております。

シート11をお願いします。

都市構造の基本的な考え方としては、計画に基づく土地利用、限りある土地の資源、土地の流動化と有効活用、既存ストックを利活用、拠点集約連携型都市構造の推進としております。

続いてシート12をお願いします。

これは拠点集約連携型都市構造のイメージ図です。赤で示された中心拠点は、中心市街地を示します。その周辺の黄色でしめされた地域拠点は、各地区の自治振興センター・公民館等のコミュニティ機能が集積している各地区の中心部を示します。左側の青緑で示された交流拠点は、天龍峡エコーバレー地域として名勝天龍峡や周辺の観光資源などと連携を強化する拠点とし位置づけています。右側の濃い青色で示された広域交通拠点はリニア駅周辺を示し、中心拠点、地域拠点と相互に連携を図っていく都市構造となっています。

次のシートをお願いします。

そして、土地利用基本方針では、都市構造の形成に関する方針といたしまして、中心拠点の育成、地域拠点の育成と支援、交流拠点の育成、広域交通拠点の整備等、歩いて暮らせるまちの創造、拠点の連携、ハードからソフトによる都市構造の構築の7点をかかげております。

次のシートをお願いします。

各地区での取り組みとしては、こんな地域にしたいという地域の思いを基に現在、地域土地利用方針を策定している地区が8地区、地域景観計画を策定している地区がご覧の7地区、地域緑の計画を策定している地区が1地区となっております。

次のシートをお願いします。

今年度10月に変更をおこなった上郷地区の取り組みについてまとめてございます。

リニア時代を見据え、地域の皆さんと一緒に検討してきた地域の計画を基に、市としてもそれをバックアップするため、市の地域土地利用方針や地域景観計画に反映させております。その後、更に変更を行いながら、最終的には土地利用や景観に関する「地区独自のルール」と「市の強

化基準」を定めております。

これらは平成 28 年 1 月から同時に運用を開始し、上郷地区における適正な土地利用の誘導と良好な景観の育成に地域と市が一緒になって取り組んでいこうとするものでございます。

次のシートをお願いします。

上郷地区と同じく今年度 10 月に策定した龍江地区の取り組みについてご説明いたします。

龍江地区では、三遠南信自動車道龍江 IC の開設などを見据え、地区において検討を重ね市も勉強会の開催等を行ってまいりました。こちらも地区で作成した計画を基に市の計画へ反映させております。

現時点では、方針のみとなっておりますが、景観に大きな影響を及ぼす要因のひとつである屋外広告物に関する制限等を龍江地区の皆さんと一緒に検討していき、具体的にになったものを追加していく予定です。

引き続き、各地域には趣旨や制度等を説明し、地域にあった土地利用や景観について検討いただくよう働きかけていきたいと思っております。直近の例として 2 例を紹介させていただきました。

次のシートをお願いします。

こちらは飯田市道路網構想（交通軸）になります。

環状道路軸は、赤い線で示している「内環状」と黄色い線で示している「外環状」を位置づけています。

内環状は、中心拠点と広域交通拠点を結び、市内（市外）各方面から各拠点間へのアクセス機能を担い、一体的な都市の形成を図るための交通軸と位置づけています。

また、外環状は、高規格幹線道路と圏域における比較的規格の高い道路で構成し、内環状軸から延びる放射軸と連携して 拠点間を連絡するための交通軸と位置づけています。

放射道路軸は薄い黒線で示してありますが、圏域の一体化のため、圏域各自治体と中心市との連絡強化とともに、一部内環状道路と外環状道路軸を接続して、内環状の連携強化を目的として位置づけています。

リニア長野県駅的位置公表に伴い、県により国道 153 号飯田北改良や座光寺 SIC 及び新設道路（仮称：座光寺上郷道路）の計画も公表されています。これらの道路は、飯田市の主要な幹線道路、道路軸として期待されている道路であり、都市計画への位置づけが課題となっております。

リニア時代を見据え、選択と集中による計画的な整備をしていかなければならないことから、これらの都市計画道路の設定あるいは変更に合わせて、実現見通しの立っていない都市計画道路の廃止なども含めて、今後、総合的な見直しをしていく必要があると考えております。

また、リニア長野県駅周辺整備あるいは総合的な都市計画道路の見直しに関連して、用途地域の指定・変更の検討も、関係する地域との検討をふまえながら、行っていく必要があると考えております。

いずれにしましても、このような、都市計画道路や用途地域等の変更に対しまして、審議会委員の皆様には、今後大変お世話になろうかと存じますが、よろしく願いいたします。

【村松】

地域計画課の村松と申します。

私からは、土地利用関係ハンドブックについてご説明いたします。

スクリーン又は、今開いていただいている当日配布資料 3 のスライド No.18 からをご覧ください。

飯田市では、平成 20 年から景観法・景観条例その他土地利用関係条例に基づく届出制度がスタートしました。これを機に、業者向け冊子として、届出制度をはじめ、土地利用関係条例、計画等を 1 冊にまとめ「土地利用関係ハンドブック」を発行しました。この土地利用関係ハンドブックは、審議委員の皆さまをはじめ、庁内の関係部署へも配布させていただいております。

主な内容につきましては、土地利用関係条例に基づく届出について、届出対象行為、適合すべき基準、届出に必要な様式、運用上の Q&A などを掲載しています。その他、届出等の根拠となる条例・規則の対照表、要綱、様式集なども掲載しています。

この土地利用関係ハンドブックは、加除式となっております。平成 27 年 10 月に土地利用基本方針等の変更を行いまして、これに伴い平成 28 年 1 月 1 日に規則改正等行っております。こちらの追録が間もなく配布予定となっておりますので追録が届きましたら、お手数ではありますが、それぞれ加除をお願い致します。

シート 20 をご覧ください。

続いて土地利用関係ハンドブックの構成についてご説明します。

土地利用関係ハンドブックを開いていただくと、一番上に緑色の用紙がありますが、2 枚目に目次があります。スライドにも目次の概要を載せていますのでご覧ください。

英数字のⅠとしまして、土地利用関係条例に基づく届出について、届出が必要となる行為・規模、届出の流れ等が掲載しています。そして、英数字のⅡとしまして、土地利用関係条例に基づくその他の制限について、土地利用調整条例に基づく禁止行為、屋外広告物条例に基づく制限が掲載しています。

シート 21 をお願いします。

英数字のⅢとしまして、土地利用関係条例及び計画等については、土地利用関係の条例・規則対照表、屋外広告物条例に関する要綱等、また、土地利用関係計画が掲載されています。先ほど説明のありました、国土利用計画飯田市計画、飯田市土地利用基本方針や飯田市景観計画等についても、こちらに掲載しております。

それぞれの計画には資料編が付いており、計画策定の経過などもご覧いただけるようになっております。

シート 22 ですが、英数字のⅣには、その他土地利用等に関する条例・規則・要綱等の参考図書が掲載しています。

また、ハンドブック内にあるこれらの内容については、飯田市のホームページ「飯田市の総合的土地利用計画」のページでも確認することができるようになっております。

土地利用関係ハンドブックについての説明は以上です。

【大貝会長】

只今の説明につきまして、何かご質問がありましたらお願いします。発言にあたっては、氏名を告げてから発言をお願いします。

初めてこの審議会に参加される委員の方もおられるかと思っておりますので、なかなか全体像をすぐに把握するのは難しいかと思っております。

【吉川（秋）委員】

質問ではなくお願いなんですけど、ハンドブックの加除ですが、たまにインデックスが交換になるときがあるので、できたらインデックスをつけて交換していただきたいと思っております。

【松村】

地域計画課の松村と申します。インデックスといいますと、このペロの部分ということでよろしいでしょうか。

【吉川（秋）委員】

すいません。吉川と申します。このミミの部分ですね。

【松村】

大見出しのところについてはあまり替わることがないかと思っておりましたが、替わる場合にはそれもつけてお送りいたします。

【大貝会長】

その他に何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

【委員】

（質問なし）

【大貝会長】

一般的には都市計画審議会がそれぞれの市町村であると思いますがけれども、飯田市の場合、そこに更に国土利用計画法の関係の土地利用計画審議会というものを抱き合わせでやっているということに他の自治体と違うオリジナルの部分があり、その辺でなかなかわかりづらい部分もあるかと思えます。

それでは、特にご質問ないようですので、この概要の説明についてはこの辺にさせていただきます。

それでは、続きまして審議に移ります。

「飯田都市計画下水道の変更について」事務局より説明をお願いします。

【遠山課長】

事前配付資料1をご覧ください。

この案件につきましては山本地区が都市計画区域に編入されたことに伴い、公衆衛生の向上と公共水域の水質保全を図るため、都市計画下水道の位置づけを変更し、特環山本地区を飯田処理区へ編入するものでございます。詳しい説明につきましては、下水道課長から説明いたします。

【篠原】

下水道課長の篠原と申します。

これから飯田都市計画下水道の変更（飯田市決定）について説明申し上げます。

事前配布資料1をご覧ください。

6 ページの A3 版の総括図をお開き下さい。左側上部に赤色で着色してある部分「特定環境保全公共下水道山本地区」を黄色で着色してある公共下水道飯田処理区へ編入することによる変更でございます。

このことにつきましては、昨年8月28日に行われました平成27年度第1回飯田市都市計画審議会において報告を申し上げ、それ以降の手続きについてご承認いただいた経過がございます。

5 ページをお開き下さい。ここにお示ししたとおり、計画案の縦覧においてご意見はなく県との協議も整いましたので、本日ここに「決定告示」についてご審議いただくものでございます。

当市の下水道事業は、平成25年度末までの「第5次下水道整備基本計画」の完了を以て本管整備を終えましたので、昨年度からは計画的な維持管理と下水道サービスの安定供給及び健全経営に取

り組むべく「第1次飯田市下水道事業経営計画」に基づき事業を実施しております。

山本地区の下水道は山本地区の一部を事業区域とし、汚水処理場を公共下水道飯田処理区と同じく松尾浄化管理センターに定め、都市計画区域外において下水道を整備する「公共関連特定環境保全公共下水道事業」、略称を特環下水道と申しますが、これを整備手法とし、平成16年度から23年度に整備を行いました。

この間の平成20年度には山本地区の大部分が、将来の地域計画を見据え、都市計画区域に編入されておりますが、先程申し上げた平成26年度からの「第1次飯田市下水道事業経営計画」の中で今回の変更を行うようにしたものでございます。

特環山本の名称が無くなり、飯田処理区の排水区域面積の表示が81ha増えること以外何ら変わるものはなく、現在ご使用中の方も今後ご使用になる方も使用料など一切変更はなく、今までどおりでございます。

特段のご意見がなければ、今年度中の「決定告示」に向けて手続きを進めてまいりたいと思えます。以上で説明を終わります。

【大貝会長】

ありがとうございました。

只今、説明がありましたが、「飯田都市計画下水道の変更について」質疑を行います。まず、質問等を出していただいて、その後、これらの件についてご意見を伺うことといたします。

それでは、ご質問等がありましたらご発言をいただきたいと思えます。発言にあたっては、氏名を告げて発言をお願いします。

【宮戸委員】

宮戸と言います。

先ほど、遠山課長から説明があったのですが、飯田市独自の取組として地域の意見の吸い上げという部分があったと思うのですけれど、これを見ると、地域からのパブリックコメントが0件ということで、あまりその辺が見えてこないのですけれど、その理由がありましたらお願いします。

【篠原】

資料の5ページを見ていただきたいのですけれども、経緯の概要というところで、まず住民説明会を山本地区が平成26年7月8日、それから7月10日に松尾地区において同じように行いまして、その翌年の7月31日に山本地区の地域協議会へ、8月4日には松尾地区の地域協議会という経過で地元の方へは説明しております。

【大貝会長】

よろしいですか。

例えば、住民説明会にはそれぞれ山本地区、松尾地区で何名くらいの参加があって、どんな意見があったのか、そういうのは今、分かりませんか。

【篠原】

人数的な細かい数字は持ち合わせておりませんが、特段の意見はありませんでした。

【大貝会長】

その他ありますか。

説明の中にもありましたけれども、今回の変更というのはあくまでも手続き上の変更でございます。実際に住民の方が不利益を被るということはなく、処理区域も今でも飯田処理区域になってい

るということで都市計画上、手続き上の変更をするという言い方がわかりやすいと思います。ですので、住民の方もこれに対して反対という話はなく、むしろ歓迎ということだと思います。よろしいでしょうか。

今、質問ということだけをお聞きしましたが、この変更についてご意見があればお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。せっかくの審議会ですので、少しでも疑問な点があれば、今、ご意見をと言いましたがご質問でも構いません。あればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

(質問、意見なし)

【大貝会長】

それでは、特にご質問、ご意見等ないようですので、「飯田都市計画下水道の変更」についてを、お諮りします。

飯田市都市計画審議会として、市から説明のあったとおり決定することが適当である旨答申することにご異議ございませんか。

【委員】

異議なし。

【大貝会長】

ご異議なしと認めます。

よって、「飯田都市計画下水道の変更について」は、諮問のあったとおり決定することが適当である旨答申することとさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

続きまして、その他に移りますが、何かございませんか。

【遠山】

事務局から1点お願いいたします。

都市計画審議会には、都市計画に係るより専門的な事項の調査検討を行う組織として専門部会を設置することができるとしておりまして、部会員は市長が指名することとなっております。先程、「飯田市の総合的土地利用計画」の説明の中で申し上げましたとおり、今後、リニア中央新幹線の開通等に向け、総合的に、また、より具体的かつ専門的に土地利用計画や道路ネットワークの調査検討が必要となってまいります。そのため、専門委員の先生方、並びに審議会委員の皆様にも「道路部会」、「土地利用部会」といった各専門部会の部会員としてお願いすることがあるかと思っております。

次回以降の審議会にて、改めて部会の設置及び部会員の指名等についてご提案させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【大貝会長】

と申すことでありますので、皆さんご協力をお願いします。

他に何かございませんか。

【井坪部長】

本日はありがとうございました。

今後の予定ですが、具体的な期日については現在のところ未定ですので調整次第早めにご連絡をさせていただきたいと思っております。

当審議会におかれましては、今後も市の都市計画でも重要な事項につきまして審議をお願いすることになるかと思っております。今後とも何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

【大貝会長】

それでは、これもちまして飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。